

武蔵野市の環境行政について

平成27年12月

■ 環境市民会議（略歴） ■

◆ 前身

⇒ 昭和60年 緑化・環境市民委員会発足

◆ 現委員会

⇒ 平成5年 第三期基本構想・長期計画制定

（地球環境等に言及した初めての長期計画）

同年 武蔵野市の環境施策に関する市民会議発足

（環境基本計画の策定等を提案）

⇒ 平成10年 武蔵野市環境対策市民会議

（環境基本計画答申）

⇒ 平成11年 環境基本条例制定

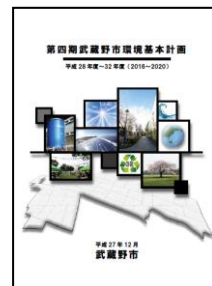
（環境市民会議の設置も規定）

同年 環境市民会議発足

同年 第一期環境基本計画策定

⇒ 平成27年 第四期環境基本計画策定

（前期環境市民会議での議論を経ての策定）



■ 環境市民会議（武蔵野市環境基本条例） ■

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（環境市民会議）

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 年次報告書に関すること。
- (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

■ 第四期環境基本計画 ■

◆ 計画期間

⇒ 平成28～32年度（2016～2020）

◆ 計画の体系(概要)

環境像	環境方針	施策の展開
私たちが創り出す 人と自然が調和した スマートシティ やさしい環境都市	環境方針1 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化 (2) 環境学習・体験等の取組の充実 (3) 環境に関する市民活動への支援 (4) 環境啓発施設の開設
	環境方針2 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～	(1) 新しいエネルギーへの対応 (2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化 (3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応 (4) 公共施設における効率的なエネルギー活用
	環境方針3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(1) 市民・事業者・行政（市）の連携の再構築 (2) ごみの発生抑制 (3) ごみ・資源の循環利用の推進 (4) ごみ処理のコストと環境負荷削減 (5) 新しいごみ処理施設の整備
	環境方針4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(1) 市民・事業者との連携による緑化の推進 (2) 溜みのある緑環境の形成 (3) 自然に配慮した水辺環境の整備 (4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保 (5) 周辺地帯との広域的な連携 (6) 都市農業への支援
	環境方針5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(1) 環境に配慮したまちづくり (2) まちの景観保全 (3) 美しく清潔なまち (4) 歩行者と自転車動きやすい環境負荷の少ない道路空間 (5) 公共交通の活用と渋滞緩和
	環境方針6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(1) 都市型公害への対応 (2) 生活公害への対応 (3) 新たな環境問題への対応 (4) 水の安定供給 (5) 水循環システムの確立

■ 武蔵野市 環境部の構成等 ■

◆ 組織条例:(事務分掌)第2条

環境保全に関すること	環境政策課
環境美化に関すること	ごみ総合対策課
廃棄物の処理及び再利用に関すること	..	クリーンセンター
下水道に関すること	下水道課
緑化及び公園に関すること	緑のまち推進課

■ 市民生活の安全・安心(環境政策課) ■

◆ 典型7公害等への対応

⇒ 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・地盤沈下

* 例:古くは光化学スモッグ。近年ではPM2.5等々

◆ 東日本大震災に起因する放射線への対応(実施中の事業等)

⇒ 市内での空間放射線量の測定

⇒ その他水道水、小中学校及び保育園の給食食材等に関する測定等

⇒ 市民への測定器の貸し出し

◆ 環境基本計画等の環境に関する計画の策定等々

◆ その他良好な生活環境保持・育成(生物多様性等も所管)

■ 低環境負荷型都市構築への取り組み ■

- ◆ 平成12年3月:ISO14001を取得
- ◆ 省エネの取り組み
 - ⇒ エコオフィスむさしの活動等
- ◆ 創エネの取り組み
 - ⇒ 太陽光発電設備設置
 - ⇒ クリーンセンター排熱利用等
- ◆ 環境啓発の推進
 - ⇒ 環境フェスタ実施等



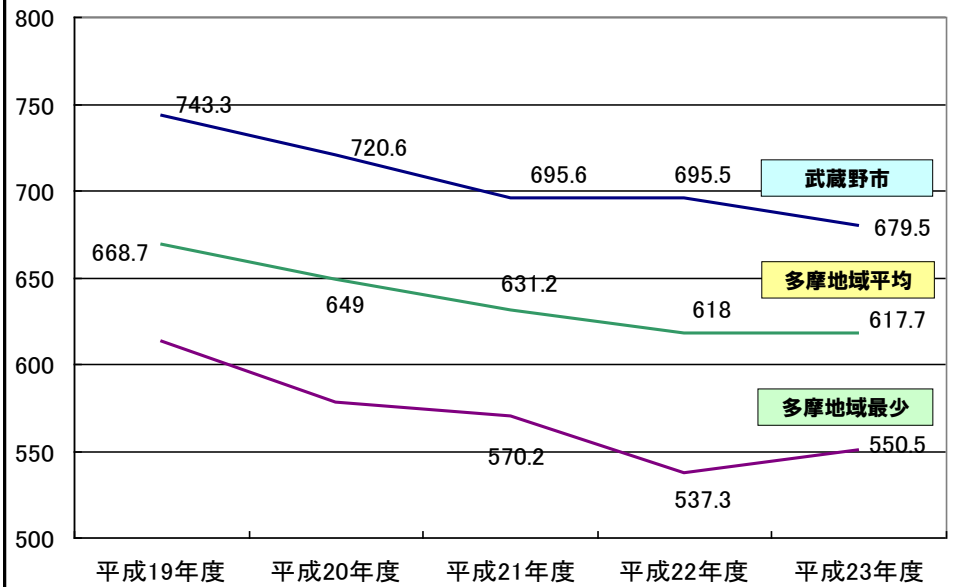
■ ごみ問題の略歴(ごみ総合対策課) ■

- 昭和23年 市塵芥掃除手数料徴収条例制定
- 昭和24年 市の直営事業として実施
- 昭和30年 武蔵野三鷹地区保健衛生組合設立
- 昭和33年 三鷹市内でごみの焼却を開始
- 昭和46年 ごみ問題発生
- 昭和47年 八幡町二丁目への設置を検討開始
- 昭和50年 八幡町二丁目設置に反対陳情
- 昭和56年 クリーンセンター都市計画決定
- 昭和59年 谷戸沢処分場共用開始。平成10年に埋め立て完了



- 昭和59年 クリーンセンター稼動開始
- 平成10年 ごみの最終処分場としてニツ塚最終処分場(日の出町) 共用開始(総面積=59・1ha(東京ドーム13個分)があるが、平成21年度末までに44.3%が埋め立てられている。次の処分場の確保は困難)
- 平成16年 家庭ごみの有料化を開始
- 平成18年 エコセメント事業を本格稼動
- 平成20年 新クリーンセンター施設まちづくり検討委員会発足
- 平成29年 新クリーンセンター稼動予定

■ ごみ量の推移 ■

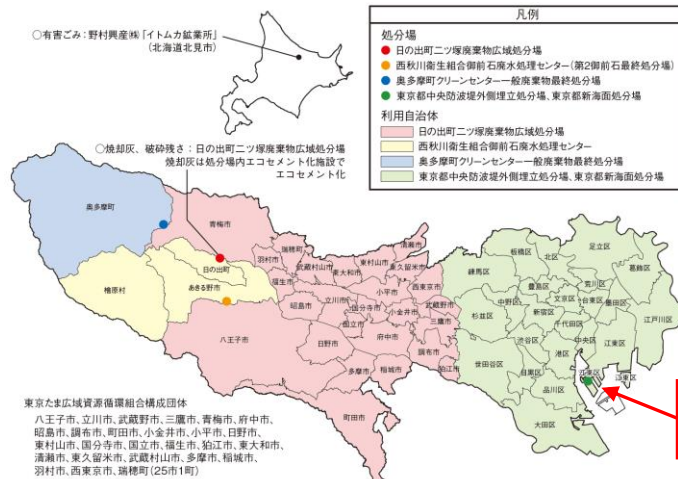


■ 最終処分場問題 ■

◆ なぜ多摩地域はごみ問題に真剣に取り組むのか？

⇒ 焼却施設から発生する焼却灰の処分場が必要 = 最終処分場

⇒ 最終処分場の確保は、ごみにおける最大の課題のひとつ。



■ 最終処分場＝ニツ塚の状況 ■

- ◆ 今後どの程度の期間使用できるか？
 - ⇒ 平成10年に共用開始し、平成24年4月の時点で既に埋立区域全体の約45%が埋め立てられている。
- ◆ この処分場が満杯になったら？
 - ⇒ 他に最終処分場を確保できる見込みはまったく無い。
 - ⇒ 焼却灰をセメント化する事業を実施中



平成15年10月3日撮影



平成18年12月7日撮影

■ ごみ処理施設(クリーンセンター) ■

- ◆ 略歴
 - ⇒ 昭和46年 ごみ問題発生
 - ⇒ 昭和56年 クリーンセンター都市計画決定
 - ⇒ 昭和59年 クリーンセンター稼働開始 (稼働開始30年経過)
- ◆ 状況等
 - ⇒ 住宅地に隣接する処理施設として世界的にも有名であり毎年各国や他の自治体からの視察団が多数来訪。
 - ⇒ 都市鉱山への取り組み
 - ⇒ これまで安定的に稼働してきており、平成29年度に新クリーンセンターに引き継ぐまで安全に稼働させていく。
 - ⇒ 新クリーンセンター稼働後 現事務棟はエコプラザ(環境啓発施設)に



■ 新クリーンセンター建設事業 ■

◆ 事業の概要

⇒ 平成29年 新クリーンセンター稼動予定

* DBO方式によりデザイン・建設・運営及び管理まで包括委託

* 新クリーンセンター建築費用 = 103億円 20年の運営経費=120億円

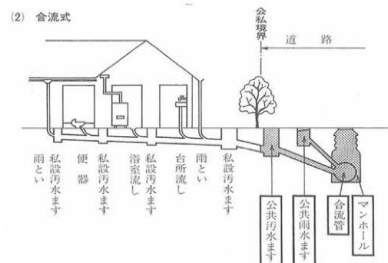
◆ 新クリの特徴

⇒ ごみ発電機能を備えておりクリーンセンター・市役所・総合体育館、緑町コミセンにエネルギー供給を行う。
災害にも強い施設として多方面から注目されている。



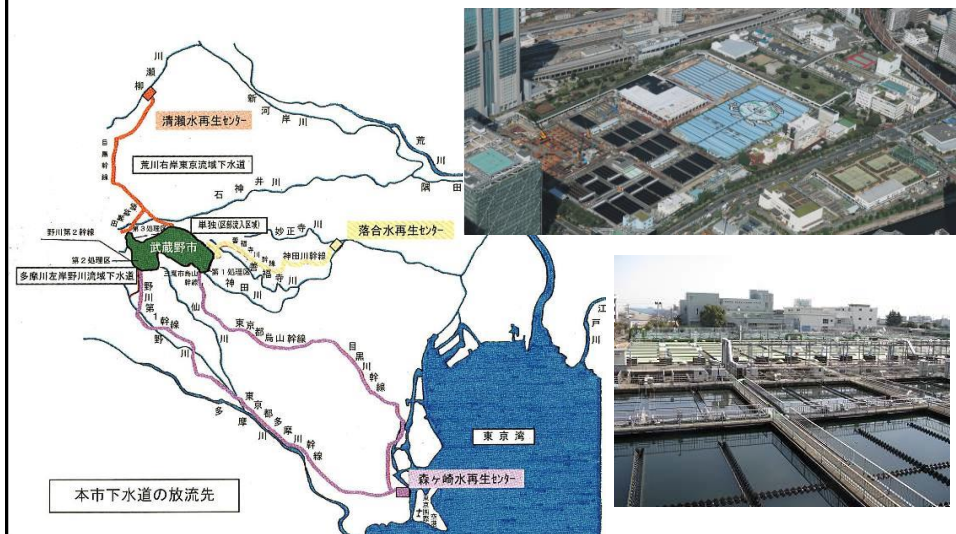
■ 下水道の役割(下水道課) ■

- ◆ 生活廃水等の「汚水」と、雨や雪等の「雨水」がある。
- ◆ 「汚水」は、水再生センターで処理され川や海に放流されている。
⇒ 水循環の視点で考える必要がある。
- ◆ 「雨水」は、善福寺川、神田川や石神井川等に放流されている。



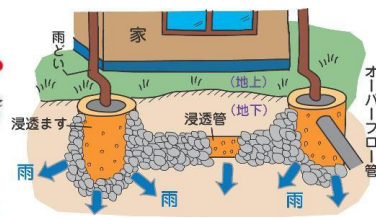
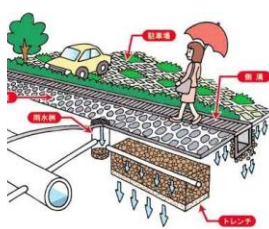
■ 終末処理場が無い自治体 ■

- ◆ 本市内には終末処理場が無く、最終処理を委託している。
⇒ 処理場建設や幹線整備等への莫大な負担金が発生する。



■ 水循環都市の構築 ■

- ◆ 浸水被害の軽減とともに、水循環のためにも雨水浸透を推進



将来（市内の雨水貯留浸透施設等を全て整備）

緑被率の向上、透水性舗装、雨水貯留浸透施設の設置などによる雨水の貯留浸透の促進により、自然の水循環が回復し、**浸水被害の軽減や潤いのある都市環境の創出**につながる。
CO₂削減等のヒートアイランド対策等にも効果が期待される。



■ 緑が築いた価値(緑のまち推進課) ■

- ◆ 本市の緑豊かな住環境はまちとしての評価のひとつ。
 - ⇒ 昭和46年から市民自治として取り組んできた成果
 - ⇒ 良好な住環境の形成が人気を呼び、歳入の増加へ
しかし、土地価格の上昇についてはコントロールできない



■ 減り続ける緑を守り育む ■

- ◆ 公共の緑(公園・公共施設・道路空間等)は増えたが「私有地の緑」は減り続けている。
 - ⇒ 空き地の宅地化や敷地の細分化により緑が失われる。
- ◆ 各主体が自立的に緑を育てていく道すじを創る必要あり

昭和47年の緑被率:33%



平成6年の緑被率:22%



■ 緑と水のネットワーク事業 ■

- ◆ 約180か所の公園、仙川、玉川上水及び千川上水、街路樹や遊歩道、公共施設の緑などで緑と水のネットワークを形成している。



荒廃が続く奥多摩の森林に対し、森林の恵みを受けている都市側の責務として、青梅市に「二俣尾・武蔵野市民の森」を開設するとともに、奥多摩町では武蔵野の森事業を行っている。



施工前 (2005.08.29)

施工後 (2010.08.24)

シカ柵等の設置による植生の回復状況

地球や私達を取り巻く環境は
ますます厳しさを増してきています。
どうぞよろしくお願い致します。